

公益財団法人神奈川県消防協会弔慰金及び見舞金支給規程

(主旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県消防協会定款施行細則（以下「細則」という。）第3条の弔慰金及び見舞金の贈与について必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金)

第2条 細則第3条第1号の規定は、公務のため死亡したもの（公務による負傷又は疾病により死亡したものを含む。）を対象とし、その弔慰金の贈与は次の区分による。

- (1) 災害の現場において危険を予測し得るにかかわらず敢然これを冒して職務を執行した場合 300,000円以内
- (2) 前号の危険の程度に至らない災害現場又はこれに準ずる場所において職務を執行した場合 250,000円以内
- (3) 災害現場若しくはこれに準ずる場所に職務執行のため赴かんとして事故にあった場合、又は消防訓練等公務の執行に際し事故にあった場合で自己の重大なる過失によらない場合 200,000円以内

(傷害見舞金)

第3条 細則第3条第2号の規定は公務のため障害を負ったものを対象とし、その見舞金の贈与は次の区分により、障害等級は、非常勤消防団員等に係る傷害補償に基準を定める政令別表第3によるものとする。

傷害等級	見舞金	傷害等級	見舞金
第1級	230,000円	第8級	80,000円
2	200,000円	9	70,000円
3	180,000円	10	60,000円
4	160,000円	11	50,000円
5	140,000円	12	40,000円
6	120,000円	13	35,000円
7	100,000円	14	30,000円

(傷病見舞金)

第4条 細則第3条第3号の規定は公務のため傷病を負ったものを対象とし、その見舞金の贈与は次の区分により、医療日数には、医師の指示による柔道整復術の治療若しくはこれに準ずるものを含むものとする。

- (1) 医療10日以上1ヶ月未満の場合 10,000円
- (2) 医療1ヶ月以上2ヶ月未満の場合 20,000円
- (3) 医療2ヶ月以上の場合 30,000円

(り災見舞金)

第5条 細則第3条第4号のり災見舞金の贈与は次の区分による。ただし、失火その他自己に重大な過失のある場合は贈与しないものとする。

- (1) 公務出動中、住家が災した場合 20,000円
- (2) 前号以外の場合 10,000円

(弔慰金及び傷害見舞金の増減)

第6条 第2条及び第3条の規定による弔慰金及び傷害見舞金の金額は、特別の理由のあるときは、理事会の承認を得てこれを増減することができる。

(具申)

第7条 この規程による弔慰金及び傷害見舞金は第1号様式、傷病見舞金は第2号様式、り災見舞金は第3号様式により当該消防団員の属する消防団長が会長に具申するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行日前に生じた事案については、前法人である財団法人神奈川県消防協会弔慰金及び見舞金支給規程の定めるところによる。